



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

405	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
406	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	2
407	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
408	生活保護法による指定医療機関の変更	(").....	2
409	生活保護法による指定施術機関の変更	(").....	3
410	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
411	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	3
412	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	6
413	〃	(").....	7
414	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(").....	8
415	保安林の指定	(森林整備課).....	8
416	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	9
417	和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(資源管理課).....	9
418	公共測量の実施	(技術調査課).....	9
419	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	10
420	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(").....	10
421	道路の位置の指定	(都市政策課).....	12
422	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	12

○ 労働委員会告示

1	あっせん員候補者名簿の公示	12
---	---------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南医新 5-26	新垣医院	海南市名高535-5	平成 30.12.31
西薬新 5-26	さんばし薬局	西牟婁郡白浜町1063-15	平成 30.12.31

和歌山県告示第406号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人晃和会	海南市日方327-11	医療法人晃和会やすらぎ苑デイサービスセンター	海南市日方329	通所介護	平成30.9.30
ありだ農業協同組合	有田郡有田川町天満47-1	JAありだ清水訪問介護事業所	有田郡有田川町清水343-1	訪問介護	平成30.9.30
株式会社ワム21	海南市重根西2-10-4	ヘルスケアワム	海南市重根西2-10-4	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	平成31.1.31

和歌山県告示第407号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
西薬新30-30	さんばし薬局	西牟婁郡白浜町1062-11	平成31.1.1
御薬新19-30	Yamashita Pharmacy	御坊市名田町野島1-6	平成31.2.1

和歌山県告示第408号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	変更事項(名称)		所在地	変更年月日
	旧	新		
有医新32-26	平山こどもクリニック	赤ちゃんからの平山こどもクリニック	有田郡有田川町天満305-4	平成29.1.19

和歌山県告示第409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	変更事項（住所又は所在地）		変 更 年 月 日
			旧	新	
岩は新 9-26	藤井健	エース鍼灸院	岩出市川尻46-16	岩出市曾屋85-28	平成 31. 1. 1
岩あ新 1-26	藤井健	エース鍼灸院	岩出市川尻46-16	岩出市曾屋85-28	平成 31. 1. 1

和歌山県告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3011310 178	ヘルパーステー ションはな	伊都郡かつらぎ町 丁ノ町403-3	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ウォー ムハート	伊都郡かつらぎ町 丁ノ町403-3	平成 31. 4. 30

和歌山県告示第411号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「Dracula（ドラキュラ）」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「MAX HIGH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「ゴメオ・ガンギメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「Skull Bones」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「トロトロ狂乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「ROSE PUNCH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「LOVE'S SEX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「逆アナル（下）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「暴発ぐちょぐちょ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真を付して、「性狂悪 R」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

- (11) 次の写真に示すとおり、「New gay liquid」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「キメ挿」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「極アナル2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「janky」并表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「old sex. 48」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「性卍葉」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (17) 次の写真を付して、「性骨心」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「媚淫トランス」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「キメ卍セク」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (20) 次の写真を付して、「ラッシュ トリップ3」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (21) 次の写真を付して、「ラッシュ トリップ2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (22) 次の写真を付して、「ラッシュ トリップ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (23) 次の写真を付して、「エクスタシーハイパー3」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真を付して、「エクスタシーハイパー2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真を付して、「エクスタシーハイパー」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真を付して、「MP25 Research chemical F TYPE2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (27) 次の写真を付して、「MP24Research chemical E +UP TYPE2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (28) 次の写真を付して、「MP22 Research chemical C TYPE2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (29) 次の写真を付して、「MP41 カチノンラブ TYPE2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (30) 次の写真を付して、「MP46 スピードアイス2 TYPE2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (31) 次の写真を付して、「MP43 スピードラッシュ2 TYPE2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (32) 次の写真を付して、「MP36 クリスタルスピード TYPE2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真を付して、「MP33エクスタシーセックス2 TYPE2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真を付して、「MP32エクスタシーウエーブ スリー TYPE2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真を付して、「Research chemical A」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (36) 次の写真を付して、「MP21Research chemical I」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (37) 次の写真を付して、「MP21Research chemical I」の名称で販売される製品であって、その内容物が

が粉末のもの。

- (38) 次の写真に示すとおり、「Sexy Angel Ver.3」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「IRIE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「GANBORI」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (41) 次の写真を付して、「Brain Shock『新たなショックが襲う!合法ハーブ』」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「Black Jack」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「Sunset Junkey」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「Smoke PX-4」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「SEX SWORD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「夢くらげ」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「弄り舐男」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「特攻Magnum」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「花卉濃夢」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (50) 次の写真を付して、「скорпион『サソリの毒は人を興奮させる合法ハーブ』」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「Magic Slow Time」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (52) 次の写真に示すとおり、「生イキSPLASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「Magic Indian」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「Cow Girl the Bitch」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「Parasite 乱」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「Reincarnation」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「Full God」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (58) 次の写真に示すとおり、「ALTEO」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「Vagina Killer」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「Imperial」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「みだれ蛸」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「菊のおつゆ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「羅生門」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「肉感 -NIKUKAN-」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (65) 次の写真に示すとおり、「娼婦の雫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (66) 次の写真に示すとおり、「汁だく」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (67) 次の写真に示すとおり、「Caribbean Junkie」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (68) 次の写真に示すとおり、「Pussy Milk」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (69) 次の写真に示すとおり、「万汁王子」と表示のある製品であって、その内容物がゲル状のもの。
- (70) 次の写真に示すとおり、「FREE FEEL」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (71) 次の写真に示すとおり、「BANANA Bitch」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (72) 次の写真に示すとおり、「Indian classic」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(73) 次の写真に示すとおり、「Heart Break」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。

(74) 次の写真を付して、「Research chemical D」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。

(75) 次の写真を付して、「Research chemical B」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成31年4月16日

和歌山県告示第412号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ和歌山店

和歌山県和歌山市新生町7番20号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イズミヤ株式会社 代表取締役 四條晴也

大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号

3 変更する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 550m²

(変更後) 610m²

(2) 駐輪場の位置

(変更前) 建物西側、東側及び北東側

(変更後) 建物西側及び東側

4 変更年月日

平成31年11月1日

5 変更する理由

新たに荷さばき施設を設けるため

6 届出年月日

平成31年3月29日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成31年4月16日から同年8月16日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第413号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ湯浅店

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字川久保1852番地の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）縦覧図書のとおり

（変更後）縦覧図書のとおり

(2) 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）287台

（変更後）165台

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）7か所

（変更後）5か所

4 変更年月日

(1) 平成30年2月21日他

(2) 及び (3) 平成31年12月4日

5 変更する理由

(1) 小売業者変更のため

(2) 及び (3) 不要な駐車場用地を返還するため

6 届出年月日

平成31年4月3日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課(有田郡湯浅町湯浅2355番1)

湯浅町産業建設課農水商工係(有田郡湯浅町青木668番地1)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成31年4月16日から同年8月16日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第414号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

セントラルシティ和歌山

和歌山県和歌山市小雑賀805番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成30年和歌山県告示第1240号

3 意見の概要

- (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください(生ゴミについては、2日分以上を確保できる施設にしてください。)
- (2) 予測結果に反し等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民からの苦情の申出があれば、真摯に対策を講じてください。
- (3) 騒音規制法及び振動規制法を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、悪臭の苦情等の申出があれば、真摯に対策を講じてください。
- (4) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成31年4月16日から同年5月16日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第415号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字津毛川2430の34(次の図に示す部分に限る。)、2430の35、2430の37(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第416号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第417号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成31年4月1日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第418号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（UAVレーザ測量及び数値図化（地図情報レベル500））

- 2 作業期間 平成31年3月29日から同年6月30日まで

- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町、古座川町及び串本町（串本太地道路（東牟婁郡那智勝浦町八尺鏡野地先から同郡串本町鬮野川地先まで））

和歌山県告示第419号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

市坪地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱5号と標柱1号を結ぶ線は市道との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	海南市	下津町	市坪	イラ谷	234番1	
2号	〃	〃	〃	〃	232番	
3号	〃	〃	〃	〃	221番6	
4号	〃	〃	〃	〃	197番	
5号	〃	〃	〃	〃	191番2	

和歌山県告示第420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

貴志川右支溪（1-303-2-043）、貴志川右支溪（1-303-2-044）、貴志川左支溪（1-303-2-054）、貴志川左支溪（1-303-2-055）、貴志川左支溪（1-303-2-056）、北山谷（1-302-1-015）、貴志川右支溪（1-302-1-016）、埋谷（1-302-1-017）、貴志川左支溪（1-303-1-050）、貴志川右支溪（1-303-2-022）、貴志川右支溪（1-303-2-023）、貴志川右支溪（1-303-2-024-1）、貴志川右支溪（1-303-2-024-2）、中内谷（1-303-1-045）、貴志川左支溪（1-303-1-046）、貴志川左支溪（1-303-1-047）、貴志川左支溪（1-303-1-048）、貴志川左支溪（1-303-2-066）、真国川右支溪（1-303-1-006）、真国川左支溪（1-303-1-007）、真国川左支溪（1-303-2-009）、貴志川右支溪（1-303-1-019）、貴志川右支溪（1-303-2-028）、真国川右支溪（1-303-1-001）、真国川右支溪（1-303-2-001）、奥ノ谷（1-303-1-002-1）、奥ノ谷（1-303-1-002-2）、奥ノ谷（1-303-1-002-3）、幕谷（1-303-2-003）、真国川左支溪（1-303-2-011）、毛原上（1）（Ⅰ-588）、毛原上（202）（Ⅱ-2542）、毛原上（203）（Ⅱ-2543）、毛原上（204）（Ⅱ-2605）、毛原上（205）（Ⅱ-2606）、毛原上（206）（Ⅱ-2607）、毛原上（207）（Ⅱ-2608）、毛原上（208）（Ⅱ-2609）、毛原上（209）（Ⅱ-2610）、毛原上（210）（Ⅱ-2657）、毛原上（211）（Ⅱ-2658）、毛原上（212）（Ⅱ-2659）、毛原上（101）（Ⅱ-90274）、毛原上（102）（Ⅱ-90313）、毛原上（103）（Ⅱ-90314）、毛原上（104）（Ⅱ-90315）、毛原上（105）（Ⅱ-90316）、毛原上（106）（Ⅱ-90317）、毛原上（107）（Ⅱ-90318）、毛原上（108）（Ⅱ-9031

9)、毛原上(109)(Ⅱ-90320)、毛原上(110)(Ⅱ-90321)、毛原上(111)(Ⅱ-90322)、毛原上(301)(Ⅲ-1428)、毛原上(303)(Ⅲ-1430)、毛原上(304)(Ⅲ-1431)、毛原上(305)(Ⅲ-1432)、毛原上(307)(Ⅲ-1434)、毛原上(308)(Ⅲ-1435)、長谷(101)(Ⅱ-90369)、長谷(102)(Ⅱ-90370)、長谷(103)(Ⅱ-90371)、長谷(104)(Ⅱ-90372)、長谷(105)(Ⅱ-90373)、長谷(106)(Ⅱ-90374)、長谷(107)(Ⅱ-90375)、長谷(108)(Ⅰ-90069)、長谷(109)(Ⅱ-90376)、長谷(110)(Ⅱ-90377)、長谷(111)(Ⅱ-90378)、長谷(112)(Ⅱ-90379)、長谷(113)(Ⅱ-90380)、安井(101)(Ⅱ-90381)、小畑(Ⅰ-486)、曲谷(Ⅰ-487)、小畑・小畑(1)(Ⅰ-3551)、野中(201)(Ⅱ-2664)、野中(202)(Ⅱ-2676)、明添(201)(Ⅱ-2636)、明添(202)(Ⅱ-2637)、明添(203)(Ⅱ-2638)、明添(204)(Ⅱ-2639)、明添(205)(Ⅱ-2633)、明添(101)(Ⅱ-90382)、明添(102)(Ⅱ-90383)、三尾川(1)(Ⅰ-565)、三尾川(2)(Ⅰ-3574)、三尾川(201)(Ⅱ-2526)、三尾川(202)(Ⅱ-2554)、三尾川(203)(Ⅱ-2670)、三尾川(204)(Ⅱ-2671)、三尾川(205)(Ⅱ-2672)、三尾川(208)(Ⅱ-2677)、三尾川(209)(Ⅱ-2678)、三尾川(210)(Ⅱ-2679)、三尾川(211)(Ⅱ-2680)、三尾川(212)(Ⅱ-2681)、三尾川(301)(Ⅲ-1468)、三尾川(302)(Ⅲ-1469)、三尾川(305)(Ⅲ-1472)、三尾川(101)(Ⅱ-90323)、三尾川(102)(Ⅱ-90324)、三尾川(103)(Ⅱ-90325)、三尾川(104)(Ⅱ-90326)、三尾川(105)(Ⅱ-90327)、三尾川(106)(Ⅱ-90328)、三尾川(107)(Ⅱ-90329)、三尾川(108)(Ⅱ-90330)、三尾川(109)(Ⅱ-90331)、四郷(1)(Ⅰ-607)、四郷(201)(Ⅱ-2539)、四郷(202)(Ⅱ-2540)、四郷(302)(Ⅲ-1401)、四郷(101)(Ⅰ-90070)、四郷(102)(Ⅰ-90071)、四郷(103)(Ⅱ-90384)、四郷(104)(Ⅱ-90385)、四郷(105)(Ⅱ-90386)、四郷(106)(Ⅱ-90387)、四郷(107)(Ⅱ-90388)、四郷(108)(Ⅱ-90389)、勝谷(201)(Ⅱ-2572)、勝谷(202)(Ⅱ-2573)、勝谷(204)(Ⅱ-2591)、勝谷(205)(Ⅱ-2592)、勝谷(206)(Ⅱ-2593)、勝谷(207)(Ⅱ-2594)、勝谷(208)(Ⅱ-2595)、勝谷(209)(Ⅱ-2599)、勝谷(301)(Ⅲ-1417)、勝谷(302)(Ⅲ-1418)、勝谷(303)(Ⅲ-1419)、勝谷(101)(Ⅱ-90390)、勝谷(102)(Ⅱ-90391)、桂瀬(1)(Ⅰ-572)、桂瀬(202)(Ⅱ-2733)、桂瀬(203)(Ⅱ-2734)、桂瀬(101)(Ⅱ-90392)、井堰(2)(Ⅰ-594)、井堰(3)(Ⅰ-3563)、井堰(4)(Ⅰ-3564)、井堰(5)(Ⅰ-3572)、井堰(201)(Ⅱ-2555)、蓑垣内(1)(Ⅰ-595)、蓑垣内(2)(Ⅰ-596)、蓑垣内(3)(Ⅰ-597)、花野原(Ⅰ-600)、花野原(202)(Ⅱ-2561)、花野原(203)(Ⅱ-2562)、花野原(204)(Ⅱ-2563)、花野原(205)(Ⅱ-2564)、井堰(101)(Ⅱ-90394)、井堰(102)(Ⅱ-90395)、井堰(103)(Ⅱ-90396)、蓑垣内(101)(Ⅱ-90397)、花野原(103)(Ⅱ-90398)、花野原(104)(Ⅱ-90399)、花野原(105)(Ⅱ-90400)、花野原(101)(Ⅰ-90072)、花野原(102)(Ⅰ-90073)、花野原(106)(Ⅱ-90401)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

桂瀬(102)(Ⅱ-90393)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおりに

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおりに

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第421号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3475	有田郡有田川町大字下津野字中芝1869番の一部、1873番の一部、1874番1の一部、1876番の一部、里道、水路	和歌山市黒田17番地の4 I's不動産株式会社 代表取締役 武田雅博	平成 31.4.5	6.00	80.63

和歌山県告示第422号

平成31年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成31年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 落札に係る調達物品の名称及び数量
平成31年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成31年3月15日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660番地421
- 落札金額
41,988,844円（うち消費税及び地方消費税の額3,110,284円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年2月15日

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成31年4月16日

和歌山県労働委員会会長 有田 佳秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成31年4月3日現在)

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～42期公益委員 36期～38期会長代理 39期～会長	H18. 3. 17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～42期公益委員 39期～会長代理	H24. 4. 4
よしざわなおみ 吉澤尚美	弁護士	40期～42期公益委員	H26. 4. 2
こじまのりあき 小嶋典明	関西外国語大学教授	41期～42期公益委員	H28. 4. 6
すずきとしひこ 鈴木敏彦	(元)和歌山県福祉保健部長	42期公益委員	H30. 6. 6
じんとくこうじ 神徳皓治	(元)和歌山県参事	39期～41期公益委員	H24. 4. 4
やすだえいいち 保田栄一	和歌山県監査委員	41期～42期公益委員	H28. 8. 3
すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～42期労働者委員	H20. 3. 19
いけだゆうすけ 池田祐輔	連合和歌山会長	40期～42期労働者委員	H27. 4. 1
みなとひろゆき 湊博行	情報労連和歌山県協議会議長	41期～42期労働者委員	H28. 4. 6
くらいしとよひこ 倉石豊彦	UAゼンセン和歌山県支部支部長	41期～42期労働者委員	H29. 10. 18
うすきゆたか 臼杵豊	和歌山県電力総連会長	42期労働者委員	H30. 4. 18
はまじまさよし 濱地正由	連合和歌山事務局長	40期～41期労働者委員	H26. 8. 6
もりはらかつひろ 森原功裕	UAゼンセン岡山県支部支部長	40期～41期労働者委員	H27. 4. 1
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～42期使用者委員	H14. 2. 27
こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役会長	35期～42期使用者委員	H16. 3. 17
かすやもとはる 糟谷元春	太陽シールパック株式会社取締役会長	38期～42期使用者委員	H22. 3. 19
ながいけいいち 永井慶一	和歌山県経営者協会専務理事	39期～42期使用者委員	H24. 4. 4
おかだあき 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役	39期～42期使用者委員	H25. 2. 6

おおたやすひろ 太田恭弘	労働委員会事務局長		H31. 4. 3
ひらばやしひさみ 平林久実	労働委員会事務局次長 審査調整課長事務取扱		H31. 4. 3
みやいあき 宮井智晶	労働委員会事務局審査調整課副課長		H31. 4. 3
にしおかかえ 西岡香恵	労働委員会事務局審査調整課主任		H30. 4. 18
たちばなともひろ 橋智洋	労働委員会事務局審査調整課主査		H29. 4. 5